

プライムウェイ **LG型**

加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づく、契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に必ず十分にお読みください

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

特徴

1

最短1年で年金の受取りを開始

契約日の1年後から、年金のお受取りを開始することができます。

年金額は、契約日から年金支払開始日までの期間に応じた次の算出率を基本保険金額(払込保険料相当額)に乗じて計算された金額となります。この金額を基本年金額といいます。

契約日から 年金支払開始日までの期間	4年未満	4年以上 7年未満	7年以上
基本年金額の算出率 (基本保険金額に対して)	3.0%	3.5%	4.0%
基本保険金額1,000万円の場合の 基本年金額	30万円	35万円	40万円

特徴

2

一生涯受取れる年金

年金支払期間中も特別勘定による運用を継続しながら、積立金がなくなった場合でも、被保険者が生存している間、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。



特別勘定での運用期間中(据置期間および年金支払期間)は、保険関係費と資産運用関係費が控除されます。

年金支払開始時や年金支払期間中に、一般勘定で運用する次の年金に変更することもできます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りをご選択いただくこともできます。

- 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】
- 年金総額保証付終身年金
- 保証期間付終身年金【保証期間：5年、10年、15年】
- 保証期間付夫婦年金【保証期間：5年、10年、15年】



- ・ 一般勘定で運用する年金種類に変更した場合の年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ 一般勘定で運用する年金の支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- ・ 確定年金以外の終身年金は、被保険者(夫婦年金の場合はご夫婦の両方)が早期に死亡される、保証期間中に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

特徴

3

受取総額の最低保証

被保険者が死亡された場合でも、次のとおり受取総額が最低保証されています。

- 据置期間中であれば、死亡保険金として基本保険金額(払込保険料相当額)の100%を最低保証
- 年金支払期間中であれば、既払年金累計額と死亡一時金額を合算した金額(受取総額)において、基本保険金額(払込保険料相当額)の100%を最低保証



受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額はこの保証率を下回る場合があります。

特徴

4

ステップアップ機能付年金

基準日(契約日から1年ごとの契約応当日の前日)の運用成果に応じて、基準日の翌日以後の年金額がステップアップする可能性があります。

2. 保障の内容について

死亡保険金	据置期間中に被保険者が死亡された場合、その時点の積立金額または基本保険金額(払込保険料相当額)のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。
災害死亡保険金	据置期間中に被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の基本保険金額の10%を死亡保険金に加算して、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。 ①被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故<*>を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が責任開始期以後に発病した所定の特定感染症<*>を直接の原因として死亡されたとき
死亡一時金	保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡一時金として、年金受取人にお受取りいただけます。 ①基本保険金額から被保険者が死亡された時点までの既払年金の合計額を控除した額 ②被保険者が死亡された時点の積立金額

<*>「不慮の事故」および「特定感染症」については、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人、被保険者、年金受取人の故意または重大な過失による場合等の免責事由に該当するときは、**保険金等のお支払いができません。**免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

3. 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

4. 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

この特約は、被保険者が死亡された場合に、死亡保険金または保証金額付特別勘定終身年金における死亡一時金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができる特約です。年金の種類は確定年金となり、年金支払期間を5年、10年、15年、20年、25年、30年からご選択いただけます。

● 年金分割支払特約

この特約は、保証金額付特別勘定終身年金を年1回のお受取りにかえて分割(毎月、2か月ごと、6か月ごと)で受取ることができる特約です。

● 指定代理請求特約

この特約は、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金を請求できない特別な事情がある場合、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金を請求することができる特約です。

5. ご契約のお取扱いについて

一時払保険料 (基本保険金額)	500万円以上、5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	60歳～80歳 年金支払開始日における年齢(契約年齢+据置期間)が90歳以下
据置期間	1年以上
年金支払開始年齢	61歳～90歳
年金支払期間	終身
保険料の払込方法	一時払のみ

※一時払保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座へお振込みいただきます。

※この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

ご契約に際して、一時払保険料(基本保険金額)、据置期間、年金種類、年金支払期間等の詳細については、申込書にてご確認ください。

6. 解約払戻金について

- 据置期間中および年金支払期間中に、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。払戻金額は解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動(増減)します。したがって、運用状況によっては受取る払戻金が払込保険料を下回る場合があります。

- 解約控除額は、契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日(増額日)からの経過年数に応じた下記の解約控除率を解約控除対象額<*>に乗じた金額となります。

<*>「解約控除対象額」は、解約の場合は払込保険料総額となり、一部解約の場合は一部解約請求金額となります。ただし、一部解約請求金額が払込保険料総額を上回る場合には、「解約控除対象額」は払込保険料総額を上限とします。一部解約の際に解約控除対象額として取扱われた金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする払込保険料総額から控除して取扱います。

■解約控除率

契約日(増額日)からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除対象額に対する解約控除率	4%	4%	4%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	1%	0%

7. 諸費用について

この保険に係る費用は、「契約時の費用（「契約初期費用」）」と「特別勘定での運用期間中の費用（「保険関係費」「資産運用関係費」）」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、一般勘定で運用する年金の支払期間中には「年金管理費」がかかります。

● ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用	一時払保険料の3%	特別勘定への繰入前に 一時払保険料から控除
--------	-------------------	-----------	--------------------------

● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

<すべてのご契約者にご負担いただく費用>

保険関係費	ご契約の締結および維持等に 必要な費用ならびに死亡保険 金・災害死亡保険金等を支払 うための費用	積立金額に対して 年率2.75%＜＊＞	積立金額に対して 左記の年率の1/365を 乗じた金額を毎日控除
資産運用関係費	特別勘定の運用に かかわる費用	特別勘定の 資産残高に対して 年率0.15%程度 (消費税抜)	特別勘定の資産残高に 対して左記の年率の 1/365を乗じた金額を 毎日控除

＜＊＞加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約の費用（積立金額に対して年率0.95%）を含みます。



ご注意

- 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<特定のご契約者にご負担いただく費用>

解約控除	経過年数に応じて4%～1%	解約時・一部解約時に控除
------	---------------	--------------

※解約控除は、解約の場合は払込保険料総額に対して、一部解約の場合は一部解約請求金額に対してかかります。

※契約日（増額日）から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合には、契約日（増額日）からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

● 一般勘定で運用する年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費	ご契約の維持に必要な費 用ならびに年金等を 支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に 責任準備金から控除
-------	--------------------------------------	---------------	---------------------

※遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

8. 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。この保険の特別勘定群は「SN型」です。



一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針、および主な投資対象となる投資信託等は、以下のとおりです。また、特別勘定の変動要因となる主なリスクについても下記の表にてご確認ください。

なお、主なリスクを①価格変動リスク、②為替リスク、③信用リスク、④金利変動リスクとし、下記の表にて記載しています。ただし、特別勘定には、それぞれ①から④以外のリスクもあります。特別勘定のリスクの詳細については、「[特別勘定のしおり](#)」をご確認ください。

種類	特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用方針	資産運用関係費 (消費税抜)
	運用会社			主なリスク
バランス型	バランス25	SMAM・アセット バランスファンド VA25L3	実質的に国内外の株式・債券等に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	年率 0.15%程度
	三井住友アセットマネジメント 株式会社			①②③④

特別勘定のリスクについて

- 特別勘定の資産は、主に国内外の株式や債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により運用実績が変動します。主な変動要因となるリスクとして、以下のリスクがあります。

①価格変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。
②為替リスク	外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。
③信用リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。
④金利変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。

※上記のリスクのほか、特別勘定には「市場流動性リスク」等があります。詳しくは、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価＜＊＞により評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価＜＊＞により評価を行い、評価差額を損益に計上します。

＜＊＞時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。
特別勘定に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に、運用に関する事項は「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、「契約時の費用（「契約初期費用」）」と「特別勘定での運用期間中の費用（「保険関係費」「資産運用関係費」）」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、一般勘定で運用する年金の支払期間中には「年金管理費」がかかります。

● ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用として、一時払保険料の3%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。

● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

- 保険関係費として、積立金額に対して年率2.75%＜＊＞／365を乗じた金額を毎日控除します。

＜＊＞加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約の費用（積立金額に対して年率0.95%）を含みます。

- 資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率0.15%程度（消費税抜）／365を乗じた金額を毎日控除します。なお、資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

● 一般勘定で運用する年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。）

年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

● **解約・一部解約時にご負担いただく費用**

契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて解約控除対象額(解約の場合は払込保険料総額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に解約控除率を乗じた金額(解約控除額)が積立金額から差引かれます。なお、契約日(増額日)から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合にも、契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

■ **解約控除率**

契約日(増額日)からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除対象額に対する解約控除率	4%	4%	4%	3%	3%	3%	2%	2%	1%	1%	0%

2. 市場の変動により損失が生じるおそれがあることについて

- この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。

3. クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)について

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により下記三井住友海上プライマリー生命宛に送付してください。

【書面送付先】
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 契約サービス部

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

クーリング・オフ制度について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

4. 責任開始期等・生命保険募集人の権限について

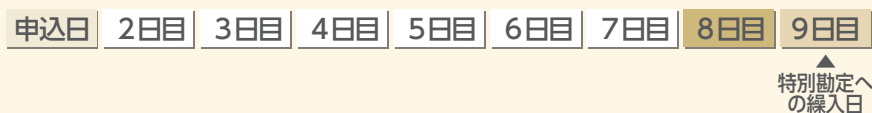
お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料の払込みと申込みがともに完了した時から三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

三井住友海上プライマリー生命がご契約のお引受けを決定(承諾)した日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

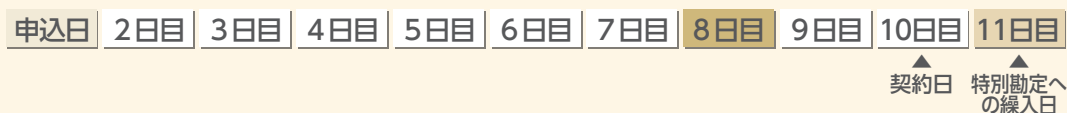
特別勘定への繰入日は、申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日となります。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として、その翌日となります。

【特別勘定への繰入れ】

<契約日が申込日から8日目までの場合>



<契約日が申込日から8日目の翌日以後の場合>



生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

5. 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人、被保険者、年金受取人の故意または重大な過失による場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

ご契約者、死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。)が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合も、保険金等をお支払いできません。

次の事由に該当した場合には、「詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効」の約款条項に基づき、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結または基本保険金額の増額を行ったときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結または基本保険金額の増額を行ったときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

所定の不慮の事故<*>を直接の原因とした死亡であっても、その日から180日を超えて死亡された場合には、災害死亡保険金はお支払いできません。(死亡保険金をお支払いします。)

責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した所定の特定感染症<*>を直接の原因として責任開始期以後に死亡された場合には、災害死亡保険金はお支払いできません。(死亡保険金をお支払いします。)

<*>「不慮の事故」および「特定感染症」については、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

次の場合には、年金としてお支払いできないことがあります。

年金額が所定の金額に満たない場合は、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。(この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に満了したものとします。)

年金額が三井住友海上プライマリー生命の定める所定の金額を超える場合には、上限額を年金額とし、超える金額について一時金でお受取りいただきます。

※一般勘定で運用する年金種類の年金額は、年金原資、および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

6. 解約と解約払戻金について

据置期間中および年金支払期間中に、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

解約払戻金額は解約日(三井住友海上プライマリー生命の定める書類を三井住友海上プライマリー生命が受けた日)における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、積立金額は特別勘定による運用により変動(増減)しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があります。(解約払戻金には最低保証はありません。)解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「[ご契約のしおり・約款](#)」の例表をご確認ください。

契約日(増額部分については、増額日)から解約日までが10年未満の場合、契約日(増額日)からの経過年数に応じて解約控除対象額の一定割合(解約控除額)が差引かれます。解約控除(率)の詳細につきましては、当冊子の「[契約概要](#)」または「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

7. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。
※詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

8. 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

9. 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「[契約概要](#)」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「[特別勘定のしおり](#)」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

10. その他のご注意いただきたい事項について

■ 三井住友海上プライマリー生命の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、三井住友海上プライマリー生命は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

■ 保険契約の乗換え等について

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 現在のご契約が、変額個人年金保険等の解約払戻金が特別勘定資産の運用実績により変動(増減)する保険契約である場合には、解約払戻金が払込保険料を下回る可能性があります。(解約払戻金には最低保証はありません。)また、解約控除が適用される場合、解約控除額を解約日(一部解約日)の積立金額から控除した金額が解約払戻金額となるため、払込保険料を下回る可能性があります。
- ・ 現在のご契約が通貨選択型保険契約の場合、解約払戻金等を受取時に契約通貨以外に換算した際には、為替相場の変動により、換算後の解約払戻金等の額が、一時払保険料をご契約時の為替レートで同通貨に換算した額より下回る可能性があります。また、解約においては、解約日における保障基準価格を基準に、契約時と解約時の市場金利の変動状況を反映させて計算し、さらに所定の解約控除が適用される場合があるため、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約において死亡保険金額が基本保険金額(払込保険料相当額)を上回っている場合(最低死亡保障金額を含みます)でも、新たなご契約における保障額が下がる場合があります。また、現在のご契約を一部解約した場合は、基本保険金額・最低死亡保障金額は減額されます。
- ・ 新たなご契約においては、解約控除が契約日を起算日として新たに設定されます。また、年金支払開始日が新たに設定されることにより、当初予定された年金支払開始日より先に延びる等、不利益となる場合があります。
- ・ 被保険者のご年齢によっては、新たなご契約へのお申込みができない場合があります。
- ・ 契約初期費用、保険関係費等ご契約者にご負担いただく諸費用は、保険会社や保険商品により違いがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ 被保険者が入院中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
 - (3) 特別養護老人ホーム等に入所し、継続的な療養を行っている場合
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 基本保険金額の増額について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命の定める範囲の中で、基本保険金額を増額することができます。お申込みいただいた増額のご請求を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを承諾した日（増額日）から三井住友海上プライマリー生命は増額分についての保障の責任を負い、その翌日から特別勘定で運用します。また、増額のご請求には、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の適用はございません。増額にあたっては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認いただき、内容を十分にご理解の上で、ご自身の判断と責任においてお申込みください。

この保険の新規募集停止時には、増額のお取扱いを停止します。

11. 税金のお取扱いについて

● 一時払保険料の税務

お払いいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜*1＞」の対象となります。

＜*1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

年金種類	税金の種類
保証金額付特別勘定終身年金	所得税(一時所得) + 住民税

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税(雑所得) + 住民税	
	年金支払開始 後の一括での 受取時	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
		保証金額付特別勘定終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金	
		保証期間付終身年金	
保証期間付夫婦年金			
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時	贈与税	
	毎年の年金支払時＜*2＞	所得税(雑所得) + 住民税	

＜*2＞ 各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入金額 - 課税部分の支払保険料)にのみ所得税が課税されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 源泉徴収税額が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせて徴収されます。
- ・ 税制上のお取扱いは2015年4月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

12. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<http://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

13. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

お問合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

14. (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
<http://www.ms-primary.com>

個人年金は、
未来への贈りもの。



A15040305-B9 2015.04 803 MSPL-1504-A-0013-00